

総務建設委員会会議録

開閉日時 令和元年6月25日（火） 午前9時56分～午前10時24分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

1 番 荒川 義孝、 4 番 神谷 利盛、 5 番 岡田 公作、
6 番 柴田 耕一、 8 番 黒川 美克、 10 番 杉浦 辰夫、
12 番 鈴木 勝彦、 14 番 小嶋 克文
オブザーバー 議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

2 番 神谷 直子、 3 番 杉浦 康憲、 7 番 長谷川広昌、
9 番 柳沢 英希、 13 番 今原ゆかり、 15 番 内藤とし子、
16 番 倉田 利奈
市民 1 名

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、
総務部長、行政GL、行政G主幹、財務GL、財務G主幹、
市民部長、市民窓口GL、経済環境GL、税務GL、税務G主幹、
都市政策部長、土木GL、都市計画GL、都市計画G主幹、
防災防犯GL、上下水道GL、
会計管理者、監査委員事務局長

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第45号 高浜市税条例等の一部改正について
- (2) 議案第46号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
- (3) 議案第47号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
- (4) 議案第48号 高浜市上水道事業給水条例の一部改正について
- (5) 議案第49号 高浜市公共下水道条例の一部改正について
- (6) 議案第52号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第2回）
- (7) 陳情第1号 最低賃金の引上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情
- (8) 陳情第2号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情
- (9) 陳情第3号 すべての労働者に、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書の提出を求める陳情
- (10) 陳情第4号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
- (11) 陳情第5号 消費税率10%への引き上げの中止を求める意見書の提出を求める陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日の委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により傍聴を許可しましたので、御了承をお願いいたします。

ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立い

たしましたので、これより総務建設委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る6月21日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、一般議案5件、補正予算1件、陳情5件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。

次に、本委員会の記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名を申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の神谷利盛委員を指名いたします。

それでは、当局の方から説明を加えることがあれば、お願いをいたします。

説（総務部） 特にございませぬ。よろしくお願ひいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

《議 題》

(1) 議案第45号 高浜市税条例等の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(4) では、議案第45号について、数点、質問させていただきます。

この議案は、市税条例が改正されるわけですが、個人市民税の非課税範囲の対象が広げられるということについて、主な改正内容についてお示しください。

答（市民部） 今回の個人市民税の非課税の範囲の見直しにつきましては、地方税法等の改正におきまして、子供の貧困に対応するために、事実婚状態でないことを確認した上で支給のほうがなされます児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対しまして、令和3年度分以後の個人住民税、市民税・県民税を非課税とする措置が講じられたということでございます。

問（4） 今回、追加対象となる人はどのような人で、高浜市では、一体何人くらいの方が対象になるのか、掌握されているんだったら教えてください。

答（市民部） まず、今回の改正で、新たに個人住民税の非課税に追加される対象者というのは、児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死が明らかでない者が追加されることというふうになります。

次に、対象者の人数につきましては、児童扶養手当担当グループに確認のほうをさせていただいたところ、現時点で約50名程度の方が対象になるというふうで確認をしております。

ただ、個人住民税の非課税となるためには、先ほども申しあげましたように、前年の合計所得金額が135万円以下という所得要件のほうもございいますので、非課税となる人数につきましては、ちょっと把握のほうをしていないということでもあります。

問（4） 次に、個人市民税において、児童扶養手当の支給を受けていて、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対して、個人住民税の非課税の対象となることですが、所得135万円以下というのは、会社員の場合だと、年収ベースだと、いくらまでが対象となるのでしょうか。

答（市民部） 給与所得者の年収ということで、お答えをさせていただきます。給与所得控除につきましては、令和3年度における

控除額のほうで算出のほうをさせていただきますと、給与所得者の場合、給与収入で204万2,000円以下の方が、対象というふうになります。

問（４） 引き続き、消費税率の引き上げのときに、自動車取得税が廃止され、新たに環境性能割が導入されます。改正内容について、詳しく教えてください。

答（税務） 環境性能割についての御質問ですが、平成28年度の税制改正におきまして、消費税率が10%に引き上げられる段階で、現在、県税であります自動車取得税を廃止し、環境性能が優れた車両の普及促進の点から、排ガス性能及び燃費性能に応じた軽自動車税環境性能割が、新たに市税として導入されることとなりました。

当初ですと、平成29年度の軽自動車税から実施することとされていましたが、消費税率の10%への引き上げ時期が変更されたことにより、本年10月1日からの施行となりました。現在の軽自動車税は、令和2年度から軽自動車税種別割と名称が変更され、軽自動車税は、軽自動車の所有に対して毎年課税される種別割と、軽自動車の取得時に課税される環境性能割の2つの構成となります。

環境性能割につきましては、新車・中古車を問わず、軽自動車の取得時において、通常取得価格が50万円を超える場合に課税されるものであります。

委員長 ほかに。

問（４） 最後になりますけれども、市税である環境性能割を愛知県が徴収する理由と、どのように市の歳入になるのか教えてください。

答（税務） 環境性能割につきましては、先ほどの答弁で、現在の自動車取得税にかわり、新たに創設される制度でございます。10月1日以降の軽自動車の取得に対して適用される税のため、自動車税の環境性能割の賦課徴収を例としまして、当分の間は愛知県のほうが環境性能割を徴収し、軽自動車の主たる定置所在の市町村へ振り込む形となっております。

市の歳入になる手続といたしましては、愛知県が軽自動車税の環境性能割の納付のあった月の翌々月の末日までに、高浜市に振り込まれるこ

とになります。今年度におきましては、10月1日からの施行となりますので、10月から1月までに納付された4カ月分が、3月末日に高浜市のほうに振り込まれる形になっております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第45号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第46号 高浜市都市計画税条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第46号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第47号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第47号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第48号 高浜市上水道事業給水条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第48号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第49号 高浜市公共下水道条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第49号の質疑を打ち切ります。

(6) 議案第52号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第2回）

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第52号の質疑を打ち切ります。

(7) 陳情第1号 最低賃金の引上げ、全国一律最低賃金制の確立を求
める意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(10) この陳情書の「記」にあります、「最低賃金をすぐに時間額1,000円以上に引き上げること。」とありますが、もし、この全国一律に時間額をすぐに1,000円以上に引き上げることになれば、賃金支払い能力のない企業の倒産を招き、その結果として、失業者の増加につながるものが十分に予測されることから、この陳情には反対させていただきます。

委員長 ほかに。

意（14） 陳情第1号に、反対をさせていただきます。「最低賃金をすぐに時間額1,000円以上に引き上げること。」とありますが、全ての中小企業が対応できるとは、これ、到底、思えません。よって、この陳情第1号には反対をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（8） 私も、この陳情第1号については、反対をさせていただきます。今、いろいろと話が出ていますように、全国一律に1,000円以上というようなことになると、今、皆さんが言ってみえるみたいに、かなり厳しい状況になりますので、私は、この陳情には、反対をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第1号についての意見を終了いたします。

（8） 陳情第2号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する
公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意（10） この陳情第2号については、公共サービスの質の確保や、官製ワーキングプアといった問題に対しては、公共サービス基本法の理念を踏まえ、各自治体が地域の実情に応じて、さまざまな取り組みを行っている状況にあり、国が一律に公共サービスに従事する労働者の賃金を保障する公契約法を制定するには、十分な調査や研究、議論が必要であり、現時点では、意見書を提出する段階ではないと判断し、この陳情には反対といたします。

委員長 ほかに。

意（14） 陳情第2号、この公共サービスの民間開放は、時代のニーズ

でもあります。よって、陳情第2号には、反対をいたします。
委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第2号についての意見を
終了いたします。

(9) 陳情第3号 すべての労働者に、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(12) 市政クラブとして、反対の立場で申し上げます。政府が進めている働き方改革では、労働者の問題の解決のため、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持つようにすることを目指して進められているものであります。そのために、労働者の労働環境を考慮しつつ、使用者の立場を考慮した労働環境の改善に努めているところであります。

意見書にありますように、労働者の立場を考慮した記載がありますが、使用者を考慮した具体的な案の提示がなされていません。労働政策は、労働者と使用者双方のバランスを考慮しながら決定されていくものであると考えるので、この陳情には反対させていただきます。

委員長 ほかに。

意(14) この陳情第3号、これ、反対します。「高度プロフェッショナル制度を廃止すること」とありますが、この制度は、本人の同意が前提になっております。よって、陳情第3号には、反対をいたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第3号についての意見を終了いたします。

(10) 陳情第4号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
委員長 意見を求めます。

意(12) 同じく、反対で討論させていただきます。意見書の3にありますように、『「行革努力」を反映する交付税の算定や「トップランナー方式」は、廃止する。』とありますけれども、これは、地方財政の健全化を促すとともに、地方の自立促進にかかわる姿勢を明確にされたものであります。頑張っている自治体にはインセンティブ、日本語的にいいますと、意欲向上や目標の達成のための刺激策が与えられることは、望ましいことでもあります。

また、トップランナー方式の成功事例を採用することにより、歳出抑制が達成される試算も出ており、本市における財政運営の見直しに寄与することも考えられます。よって、陳情第4号には、反対といたします。
委員長 ほかに。

意(14) 陳情第4号には、これは、反対をいたします。国の財政も非常に厳しい状態であり、全てを国の財源で行うことは、これは大変であります。国と地方が、やはり知恵を出し合うことが、今後は重要であるかと思えます。よって、陳情第4号には、反対をいたします。

委員長 ほかに。

意(8) 私も、この陳情には、反対をさせていただきます。2番目に書いてあります「地方交付税については法定率を抜本的に引き上げ、地方の財源格差是正と財源保障の機能を果たすよう拡充すること。」、確かに地方交付税は、地方の財源の格差をなくするということはあれかもしれませんが、法定率を抜本的に引き上げるということは、やっぱりそれだけ、それぞれの自治体の意欲をなくしてしまうことでもありますので、私は、この陳情には、反対をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第4号についての意見を終了いたします。

(11) 陳情第5号 消費税率10%への引き上げの中止を求める意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(1) この陳情第5号に対しまして、反対の立場で申し上げます。消費税増税は、1,000兆円以上の国の債務の解消と、少子高齢化による、増大する社会保障費、少子化対策費用などの財源確保に特化したものであります。特定の世代や人に集中することなく、国民みんなで平等に負担する消費税は、最も公平かつ、財源確保の手段として適切であると考えられております。

仮に、増税中止を求めるのであれば、財政の健全化を図ることができず、社会保障の充実を図ることも困難となる恐れがあり、増税に代わる財源確保が必要不可欠となります。そのため、消費税増税は、将来的な財政課題の解決に向け、実行されなければならない政策であると考えます。よって、陳情第5号には、反対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意(14) 陳情第5号は、反対をさせていただきます。後世に借金をつけを残さないためにも、消費税率10%の引き上げは、これ、やむを得ないと思います。よって、本陳情には、反対をします。

意(8) 私も、この陳情には、反対をさせていただきます。今、意見がありましたように、1,000兆円の債務負担があるわけですがけれども、これを後世に今、どんどん増えていっているわけですので、そういったことやなんかを踏まえていきますというと、この10月からの消費税10%へ

の引き上げは、やむを得ないものかなど。そういうことで、この陳情には、反対をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第5号についての意見を終了いたします。

以上で、付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

(1) 議案第45号 高浜市税条例等の一部改正について

挙手全員により原案可決

(2) 議案第46号 高浜市都市計画税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(3) 議案第47号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(4) 議案第48号 高浜市上水道事業給水条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (5) 議案第49号 高浜市公共下水道条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (6) 議案第52号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第2回）

挙手全員により原案可決

- (7) 陳情第1号 最低賃金の引上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情

挙手なしにより不採択

- (8) 陳情第2号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情

挙手なしにより不採択

- (9) 陳情第3号 すべての労働者に、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書の提出を求める陳情

挙手なしにより不採択

(10) 陳情第4号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

挙手なしにより不採択

(11) 陳情第5号 消費税率10%への引き上げの中止を求める意見書の提出を求める陳情

挙手なしにより不採択

委員長 次に、閉会中の継続調査申出事件について、お諮りをいたします。一つ、防災対策について。一つ、空家対策について。以上、2件を閉会中の継続調査申出事件として決定をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたしました。

以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願って、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、総務建設委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前10時24分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長